

案件番号：121320026

令和2年度

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業  
に関する資料整理

特記仕様書

令和2年3月  
国土交通省 関東地方整備局  
東京空港整備事務所

## 1. 業務概要

本業務は、PFI手法を活用した「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業（以下、「本事業」という。）」における事業契約書、業務要求水準書等の書類（以下「事業契約書等」という。）に関する課題の整理、事業契約書等の変更に向けた検討、並びにこれらに関連する資料を作成するものである。

## 2. 履行期限

契約締結日から令和3年3月19日までとする。

## 3. 業務内容

名称	内 容	単 位	数 量	摘 要
計画準備	計画準備	式	1	
協議・報告	協議・報告	式	1	
資料整理	事業契約書等に基づく財務書類等の確認	項目	2	
	事業契約書等の変更に係る協議資料作成	項目	2	
成果物	報告書作成	式	1	

## 4. 支給品及び貸与物件（提供資料）

なし

## 5. 業務仕様

### 5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成31年3月）及び「空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書」（国土交通省航空局 平成31年4月）に定めによるものとする。

### 5-2 事業契約書等に基づく財務書類等の確認

本事業の事業契約書等に基づいて事業者（特別目的会社、以下「SPC」という。）から提出される書類及び資料について、妥当性を確認する。

- 1) 財務に関する書類（事業報告書等）
- 2) SPCが国以外と締結する契約書類等

### 5-3 事業契約書等の変更に係る協議資料の作成

- 1) 本事業の推進に伴い発生する諸課題について、財務面・法務面からみた解決方を検討するとともに、SPCとの協議において必要となる資料を作成する。

2) 本事業の事業契約書等の変更を行う際に、SPCから提示された工事費以外の費用（諸費用等）について妥当性を確認するとともに、SPCとの協議において必要となる資料を作成する。

## 6. 業務打ち合わせ

本業務に係る業務打ち合わせは、調査職員と十分に行うものとし、事前協議、中間報告、最終報告の3回を想定している。

## 7. 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

7-1) 電子納品とは、特記仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という。）を「土木設計業務等の電子納品要領」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と協議のうえ決定する。また、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン【業務編】」を参考にする。

7-2) 「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目については、調査職員と協議のうえ決定する。

7-3) 特記仕様書の電子データは発注者が提供する。

### 7-4) 納品場所

東京都大田区羽田空港3-3-1 東京国際空港第三庁舎  
国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所

## 8. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

## 9. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置

1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜

査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

3) 1)及び 2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

#### 10. その他

1) 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、すべて調査職員と協議の上決定するものとする。

2) 本業務により知り得た事項を発注者の許可なしに他に流用してはならない。

以上